



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 4 月 27 日 (木 曜 日) 第 402 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定 ( " ) 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止 ( " ) 1	
○救急病院の認定 (医療政策課) 1	
○指定障害福祉サービス事業の廃止 (障がい福祉課) 2	
○保安林の指定予定 (自然環境課) 2	
○保安林の指定 (2件) ( " ) 2	
○国定公園の特別地域において行われる行為に係る許可の基準の特例 ( " ) 2	

○道路の区域の変更 (3件) (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (3件) ( " ) 4	
○都市計画の変更 (6件) (都市計画課) 4	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (5件) ( " ) 5	
○家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (家畜防疫対策課) 8	
○土地改良区の役員の就退任の届出 (5件) (農村整備課) 8	
○土地改良区の定款変更の認可 ( " ) 11	
○県営土地改良事業の工事の完了 ( " ) 11	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し (管理課) 11	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (3件) (都市計画課) 11	
選挙管理委員会告示	
○不在者投票のできる施設の指定取消し ( " ) 12	
○不在者投票のできる施設の指定 ( " ) 12	

## 告 示

### 宮崎県告示第 340号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
庄内おとなこども歯科	都城市庄内町 12690番地3	令和5年2月20日

### 宮崎県告示第 341号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
庄内おとなこども	都城市庄内町 12690番	令和5年2月21日

歯科	地3	
訪問看護ステーションさくら	都城市高城町桜木1328-1	令和5年4月1日

### 宮崎県告示第 342号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人 玉峰会	日向市東郷町山陰字又江野丙1422番地2	日向市東郷地域包括支援センター	日向市東郷町山陰丙14-1日向市東郷町保健福祉総合センター1F	令和5年3月31日

### 宮崎県告示第 343号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
大塚病院	西都市御舟町 2 丁目 45 番地

宮崎県告示第 344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2 救急病院の認定の有効期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで

事業所 番号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務 所の所在地		
4522050030	共同生活援助事業 所パセリ	児湯郡高鍋町大字 上江南方牛牧7654 番地12	社会福祉法人晴陽 会	西都市大字右松32 92番地33	令和 5 年 3 月 31 日	共同生活援助（ 介護サービス包 括型）

宮崎県告示第 345号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字前平37  
97- 9

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 347号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字尾地ヶ谷4181

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾地ヶ谷4181（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 346号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林の所在場所 日南市北郷町郷之原字大谷乙3058- 2、乙3059- 2、乙3062、乙3063、乙3071、乙3071- 1、字寺之内乙3136、乙3140- 3、乙3143- 1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

宮崎県告示第 348号

自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第11条第37項の規定に基づき、高千穂町田口野地区及び上原地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる行為に係る許可の基準の特例を次のように定め、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

なお、特例を適用する地域を表示した図面は、宮崎県環境森林部自然環境課及び高千穂町役場において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 高千穂町田口野地区及び上原地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第4項本文に規定する行為に係る自然公園法(昭和32年法律第161号。以下「法」という。)第20条第4項の環境省令で定める基準は、規則第11条第1項第2号から第5号まで並びに同条第4項第1号、第4号、第8号及び第11号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下同じ。)が13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (2) 総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が50パーセント以下であること。
- (3) 総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(政令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が100パーセント以下であること。

2 高千穂町田口野地区及び上原地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第5項本文に規定する行為に係る法第20条第4項の環境省令で定める基準は、規則第11条第1項第2号から第5号まで、同条第4項第1号及び同条第5項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (2) 建築物にかかる敷地の範囲が明らかであること。
- (3) 総建築面積の敷地面積に対する割合が50パーセント以下であること。
- (4) 総延べ面積の敷地面積に対する割合が100パーセント以下であること。

3 高千穂町田口野地区及び上原地区のうち祖母傾国定公園の特別地域内において行われる規則第11条第6項本文に規定する行為に係る法第20条第4項の環境省令で定める基準は、規則第11条第1項第2号から第5号まで、同条第4項第11号及び同条第6項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、規則第11条第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 建築物に係る敷地の範囲が明らかであること。
- (2) 総建築面積の敷地面積に対する割合が50パーセント以下であること。
- (3) 総延べ面積の敷地面積に対する割合が100パーセント以下であること。

#### 宮崎県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月27日から同年5月11日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 593番49地先から同郡同村同大字同字 593番 154地先まで	旧	4.7～17.0	119.3
				新	5.0～32.5	119.3

#### 宮崎県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月27日から同年5月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
6	県道	日之影字目線	西臼杵郡日之影町大字見立字向奥 2189番2地先から同郡同町同大字同字2189番2地先まで	旧	4.6～7.6	64.8
				新	18.6～25.8	64.8

#### 宮崎県告示第351号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月27日から同年5月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字岩下 1283番2地	旧	6.4～10.2	100.5
				新	8.0～	100.5

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

			先から同郡 同町同大字 同字1283番 1地先まで		14.1	
--	--	--	------------------------------------	--	------	--

**宮崎県告示第 352号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 27 日から同年 5 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字日線	西臼杵郡日 之影町大字 見立字向奥 2189番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字2189番 2 地先まで	令和 5 年 4 月 27 日

**宮崎県告示第 353号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 27 日から同年 5 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字中畑 6363番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字6354番 1 地先まで	令和 5 年 4 月 27 日

**宮崎県告示第 354号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 27 日から同年 5 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字岩下 1283番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字1283番 1 地先まで	令和 5 年 4 月 27 日

**宮崎県告示第 355号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・4・8号佐土原東通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市佐土原町下田島字明石、字広瀬川壺番、字広瀬川四番、字境目及び字河添並びに同市佐土原町下那珂字塩田、字竹ヶ島、字前田、字用ノ代、字永田及び字仁王作の各一部

(2) 削除する部分

なし

**宮崎県告示第 356号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・5・17号佐土原広瀬通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

宮崎市佐土原町下田島字伊勢ん及び字宮本の各一部

宮崎市佐土原町下田島字札辻ノ一、字奈良木、字札辻ノ二、字上ノ原、字原、字平松、字命ヶ島ノ三、字山口、字山口ノ一、字江川崎、字大山下、字桂山、字明石、字境目、字広瀬川四番及び字河添並びに同市佐土原町下那珂字塩田、字竹ヶ島、字前田、字用ノ代、字永田及び字仁王作の各全部

**宮崎県告示第 357号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 都市計画の種類及びその名称

## (1) 種類

都城広域都市計画道路

## (2) 名称

3・6・4号都城坂元線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 追加する部分

三股町稗田並びに大字樺山字河辺田、字射場前、字東原、字松原及び字五本松の各一部

## (2) 削除する部分

三股町大字樺山字東原及び字松原の各一部

**宮崎県告示第 358号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 都市計画の種類及びその名称

## (1) 種類

都城広域都市計画道路

## (2) 名称

3・5・1号新馬場植木線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 追加する部分

なし

## (2) 削除する部分

三股町稗田の一部

**宮崎県告示第 359号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 都市計画の種類及びその名称

## (1) 種類

都城広域都市計画道路

## (2) 名称

3・6・1号三股駅上米線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 追加する部分

三股町五本松並びに大字樺山字射場前及び字東原の各一部

## (2) 削除する部分

なし

**宮崎県告示第 360号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県日向土木事務所並びに門川町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 都市計画の種類及びその名称

## (1) 種類

日向延岡新産業都市計画道路

## (2) 名称

3・4・23号南町加草線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 追加する部分

門川町大字加草字海田及び字深迫の各一部

## (2) 削除する部分

門川町宮ヶ原 5 丁目、宮ヶ原 3 丁目並びに大字加草字枝、字迫の前、字海田、字深迫、字加草口、字米田及び字岡花の各一部

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アタックス小松店

宮崎市大字小松字ハク久保1391番10号 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行

大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番10号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アタックススマート 代表取締役 筒井靖彦

大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番10号

(変更後) 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行

<p>大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社アタックススマート 代表取締役 筒井靖彦 大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号 (変更後) 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行 大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号</p> <p>4 変更の年月日 令和 5 年 3 月 1 日</p> <p>5 変更する理由 設置者及び小売業者の会社統合による変更</p> <p>6 届出年月日 令和 5 年 4 月 10 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 5 年 4 月 27 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アタックスえびの店 えびの市大字向江字岩次 192番8 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地 1</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市大字真方 218番地 (変更後) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地 1</p>	<p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社マミーズマーケット 代表取締役 金田賢二 大分県佐伯市大字池田1107番地 (変更後) 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行 大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号</p> <p>4 変更の年月日 (1) 平成22年 4 月 30 日 (2) 令和 5 年 3 月 1 日</p> <p>5 変更する理由 (1) 設置者の本店住所の変更 (2) 小売業者の会社統合による変更</p> <p>6 届出年月日 令和 5 年 4 月 10 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 5 年 4 月 27 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アタックス飯野店 えびの市大字坂元 369</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地 1</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社アタックススマート 代表取締役 筒井靖彦 大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号</p>
--	--

(変更後) 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行  
大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号

- 4 変更の年月日  
令和 5 年 3 月 1 日
- 5 変更する理由  
小売業者の会社統合による変更
- 6 届出年月日  
令和 5 年 4 月 10 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アタックス高鍋店  
児湯郡高鍋町大字北高鍋字大池久保 4478 番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍  
小林市堤 2930 番地 1
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍  
小林市大字真方 218 番地  
(変更後) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍  
小林市堤 2930 番地 1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社マミーズマーケット 代表取締役 金田賢二  
大分県佐伯市大字池田 1107 番地

(変更後) 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行  
大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号

- 4 変更の年月日  
(1) 平成 22 年 4 月 30 日  
(2) 令和 5 年 3 月 1 日
- 5 変更する理由  
(1) 設置者の本店住所の変更  
(2) 小売業者の会社統合による変更
- 6 届出年月日  
令和 5 年 4 月 10 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間  
令和 5 年 4 月 27 日から令和 5 年 8 月 28 日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アタックス川南店  
児湯郡川南町大字川南字岩河 16396 番地 13
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍  
小林市堤 2930 番地 1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社アタックススマート 代表取締役 筒井靖彦  
大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号  
(変更後) 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行  
大分県佐伯市野岡町 2 丁目 1 番 10 号
- 4 変更の年月日  
令和 5 年 3 月 1 日
- 5 変更する理由

小売業者の会社統合による変更

6 届出年月日

令和5年4月10日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年4月27日から令和5年8月28日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和5年4月27日から令和5年8月28日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第2項の規定により令和5年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 開催期日

令和5年8月1日（火曜日）から9月7日（木曜日）まで

2 開催場所

宮崎県畜産試験場

3 家畜の種類

牛

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

令和5年5月8日（月曜日）から5月31日（水曜日）まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真（縦5センチメートル、横4センチメートル）2枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により

、中方土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	比恵島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地3
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の1
理 事	佐 藤 忠 伸	宮崎市佐土原町上田島8089番地1
理 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地1
理 事	西 岡 雄 大	宮崎市佐土原町上田島7135番地3
監 事	金 丸 道 徳	宮崎市佐土原町上田島4093番地2
監 事	郡 司 昌 和	宮崎市佐土原町上田島7212番地2

（任期：令和7年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	比恵島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地3
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	園 田 享 司	宮崎市佐土原町上田島4067番地の1
理 事	日 高 洋	宮崎市佐土原町上田島4003番地1
理 事	佐 藤 忠 伸	宮崎市佐土原町上田島8089番地1
理 事	郡 司 昌 和	宮崎市佐土原町上田島7212番地2
監 事	金 丸 久 義	宮崎市佐土原町上田島4041番地1
監 事	中 野 順 市	宮崎市佐土原町上田島1377番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 就任した役員



役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 幸 男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地1
理 事	小田原 俊 浩	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理 事	杉 山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地1
理 事	山 内 一 豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地 1
理 事	中 原 孝 二	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地
理 事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理 事	清 山 幸 男	宮崎市花ヶ島町立野1989番地
理 事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理 事	押 川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理 事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理 事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西1丁目71番地 1
監 事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林5289番地 1
監 事	和 田 安 生	宮崎市花ヶ島町赤江町1335番地 1

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	長 嶺 一 司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理 事	田 中 幸 男	宮崎市花ヶ島町南赤江町2119番地1
理 事	西 森 洋 光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地
理 事	山 内 一 豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地 1
理 事	杉 山 博	宮崎市花ヶ島町南赤江町2088番地1

理 事	中 原 孝 二	宮崎市花ヶ島町赤江町1309番地
理 事	小田原 俊 浩	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理 事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地
理 事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1
理 事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理 事	押 川 巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理 事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理 事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西1丁目71番地 1
監 事	加 賀 正 浩	宮崎市下北方町戸林5289番地 1
監 事	和 田 安 生	宮崎市花ヶ島町赤江町1335番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	川 越 正 彦	宮崎市大字郡司分甲2812番地
理 事	矢 野 裕 敏	宮崎市大字熊野1864番地
理 事	湯 浅 幸 光	宮崎市大字赤江 493番地
理 事	日 高 義 勝	宮崎市大字恒久1520番地
理 事	長 友 克 則	宮崎市大字郡司分乙1220番地口号
理 事	太 田 和 廣	宮崎市大字本郷北方3734番地 1
理 事	熊 本 健 一	宮崎市大字加江田4421番地
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	野 浪 義 人	宮崎市大字熊野 10430番地

理 事	古 川 英 範	宮崎市大字熊野1073番地 2
理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	鬼 束 哲 司	宮崎市大字熊野6951番地
理 事	川 崎 正 信	宮崎市大字本郷南方4467番地
理 事	大 野 久 明	宮崎市大字郡司分甲1018番地
監 事	岩 切 雅 彦	宮崎市恒久 4 丁目14番地10
監 事	山 根 研 一	宮崎市学園木花台北 3 丁目8294番地50

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	日 高 勝 敏	宮崎市大字本郷南方2984番地
理 事	谷 口 忠 彦	宮崎市大字加江田3365番地 2
理 事	熊 本 健 一	宮崎市大字加江田4421番地
理 事	串 間 明 夫	宮崎市大字郡司分丙9599番地
理 事	杉 山 功 一	宮崎市大字田吉1230番地 2
理 事	長 友 克 則	宮崎市大字郡司分乙1220番地ロ号
理 事	日 高 義 勝	宮崎市大字恒久1520番地
理 事	矢 野 裕 敏	宮崎市大字熊野1864番地
理 事	蛭 原 久 秋	宮崎市大字熊野 520番地
理 事	持 原 利 春	宮崎市大字熊野 311番地 1
理 事	古 川 英 範	宮崎市大字熊野1073番地 2
理 事	小 倉 俊 博	宮崎市大字加江田6417番地27
理 事	鬼 束 哲 司	宮崎市大字熊野6951番地
理 事	川 崎 正 信	宮崎市大字本郷南方4467番地
理 事	門 地 正 人	宮崎市大字郡司分甲 978番地
理 事	小八重 雅 裕	宮崎市大字郡司分甲2800番地 1
監 事	岩 切 雅 彦	宮崎市恒久 4 丁目14番地10

監 事	山 根 研 一	宮崎市学園木花台北 3 丁目8294番地50
-----	---------	------------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、石山土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 三 郎	都城市高城町石山 253番地
理 事	諏 訪 敬 次	都城市高城町石山2707番地
理 事	田 畑 和 美	都城市高城町石山1022番地 1
理 事	宮 戸 信 幸	都城市高城町石山1028番地
理 事	川 畑 博 男	都城市高城町有水2887番地
理 事	馬 渡 耕 一	都城市高城町石山1909番地 9
監 事	堂 領 哲 美	都城市高城町石山 999番地 1
監 事	上 村 明 美	都城市高城町石山1505番地 4

(任期：令和 9 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 水 三 郎	都城市高城町石山 253番地
理 事	諏 訪 敬 次	都城市高城町石山2707番地
理 事	田 畑 和 美	都城市高城町石山1022番地 1
理 事	宮 戸 信 幸	都城市高城町石山1028番地
理 事	黒 肱 昭 治	都城市高城町石山1694番地
理 事	川 畑 博 男	都城市高城町有水2887番地
監 事	中 園 茂 昌	都城市高城町石山1916番地
監 事	川 上 一 郎	都城市高城町石山2348番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	新原和成	都城市高崎町大牟田2405番地1

(任期：令和8年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	坂元伸一	都城市高崎町大牟田4559番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、都城盆地土地改良区(都城市)から令和5年3月29日付けで申請

のあった定款の変更を認可した。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
牧之原1期	都城市	畑地帯総合整備事業	令和2年1月28日

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-2)第10225号	(有)矢野工業	矢野 俊	宮崎県日向市東郷町坪谷2402	一般	大工工事業	令和5年3月8日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-1)第11137号	宮元工務店	宮元 文男	宮崎県都城市岩満町863-1	一般	建築工事業、大工工事業	令和5年3月7日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第12784号	装美	堀江 義和	宮崎県都城市立野町3613-1	一般	大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和5年3月3日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月3日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第13772号	常盤産業(株)	小田原 義典	宮崎県宮崎市南花ヶ島町336-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	令和5年3月30日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-2)第7607号	宮崎南菱冷熱(株)	富田 純行	宮崎県宮崎市潮見町100-1	一般	電気工事業	令和5年3月13日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第13689号	(有)IKOMA	遊木 寛人	宮崎県宮崎市大字本郷北方2796-1	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	令和5年3月1日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-4)第14488号	(株)中一工務店	中村 健一	宮崎県都城市高崎町江平1362-1	一般	大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和5年3月7日付けで廃業した旨の届け	令和5年3月7日(一部廃業)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を

受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 2 都市計画の種類及びその名称
  - (1) 種類  
日向延岡新産業都市計画道路
  - (2) 名称  
3・4・12号石田南一ヶ岡通線  
3・4・13号沖田通線  
3・5・10号若葉通線  
3・5・12号笹目通線  
3・5・13号伊形通線

- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
えびの市
- 2 都市計画の種類及びその名称
  - (1) 種類  
えびの都市計画道路
  - (2) 名称  
3・5・6号えびの中央西部線  
3・5・20号えびの中央東部線

- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
門川町
- 2 都市計画の種類及びその名称
  - (1) 種類  
日向延岡新産業都市計画道路
  - (2) 名称  
3・3・21号加草中村線

- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県日向土木事務所

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第29号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票のできる施設の指定を次のとおり取り消した。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	取消年月日
医療法人愛鍼会山元病院	日南市中央通 1 丁目 10 番 15	令和 5 年 4 月 5 日

**宮崎県選挙管理委員会告示第30号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

令和 5 年 4 月 27 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人愛鍼会山元病院介護医療院	日南市中央通 1 丁目 10 番地 15	令和 5 年 4 月 5 日